

○津山圏域資源循環施設組合議会定例会の回数を定める条例

平成21年10月9日

津山圏域資源循環施設組合条例第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合議会定例会の回数は、毎年2回とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。